

共通12に係る修正・対応方針

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
1. 共通12の全体構成、本文、参考資料に関するコメント					
(1) 審査会合資料関係					
1-6	⑥ 8月の審査会合に向けて、本資料を基にどのように説明していくのか、を念頭に置きながら整理を進めていくこと。また、本ヒアリング結果を踏まえて、今後の進め方のヒアリングにてスケジュール感を提示すること。	6月28日	今後の進め方の中で8月の審査会合を念頭においたヒアリングスケジュールについて調整する。共通12を踏まえた審査会合資料のイメージを作成し、共通認識を図る。		
3-6	⑥ 前回6月の審査会合で説明している内容は、「閉じ込め」における説明グループが3段階となっていることを踏まえ、後段で説明する内容が前段から紐付くよう、記載を検討すること（全体像の整理では、当該グループでの説明範囲、後段での説明範囲が明らかになるよう整理すること）。	7月21日	共通12の本文「2.2 説明グループの設定」において、後段で引き継ぐもの、この説明グループで説明するものについての方針の記載を追加する。		
4-4	④ 9/4審査会合の説明範囲については、GBの説明としては負圧維持等、項目3の換気設備のシステム設計を含めて説明が必要となり、閉じ込めの説明ではGBのみで説明が完了しないことから、全体の説明方針が分かるよう、説明グループの考え方を整理すること。	8月9日	・審査会合資料における説明対象について、次回会合において何を説明するのか（会合にかけるのかも含め）を明確にし、それに応じた会合資料を整理する。GBの構造設計を説明する場合は、GBの主条文である閉じ込め機能の条件のひとつである換気設備のシステム設計が関連することを含めて検討し、審査会合資料案の中で説明する範囲を提示する。		
4-5	⑤ 説明グループの説明順の整理について、考え方を説明すること。この中では、設計説明分類の番号や説明グループ等の関係が分かるように整理すること。	8月9日	・審査会合資料の冒頭の説明の中で、設計説明分類とは何か、説明グループとは何かという情報を記載し、それを受けてMOXでは今回、説明グループをどのようにして説明していくのかという考え方を記載する。		
4-6	⑥ P8、2つ目のボツ：主条文からのアウトプットを受ける関連条文、主条文へのインプットとなる関連条文があることが分かるよう、記載を見直すこと。	8月9日	・同じ説明グループで合わせて説明が必要な関連条文とは何なのかを主条文と関連条文の設計のインプット、アウトプットの関係性を踏まえて記載を検討する。		
4-7	⑦ P8、4つ目のボツ：上記のボツとの関係を踏まえて、「類似のもの」については、設計説明分類にて整理されていることを踏まえて、説明グループごとに必要な分類を説明することが分かるように表現を見直すこと。	8月9日	・「類似のものは同じグループとして説明」とはどういう設計を類似として整理しているのかわかるように記載する。グループとしてまとめる考え方の整理（コメントNo.4-6に対する対応方針）を踏まえて整理する。		
4-8	⑧ P10：吹き出し部分の記載（「設計としての説明のまとまりを考慮し」）について、設計としての類型を踏まえた説明を行うことがわかるよう、適切な記載に見直すこと。	8月9日	・「設計としての説明のまとまりを考慮し」について、要求事項に対する設計方針が他の設計説明分類と同じもの、又は部分的に差分はあるが基本的な方針は同じであるものについて、同じ説明グループでまとめて説明するような記載として整理する。		
4-9	⑨ P10：構造としての説明する事項の扱いの記載方針について、どこで説明体系の項目を説明するかを説明すること。	8月9日	・貯蔵施設の主要な構造は、説明グループ3で説明するが、説明グループの表は、どの説明グループで設計説明分類を主として説明するのか明確に読めないため、それを読めるように表を修正する。説明グループの整理において、別の説明グループで説明する対象について、説明箇所とするグループで示すのか、元の説明グループで示すのか、整理する。		
4-10	⑩ P10：項目1、3、6と説明グループの条文について、それぞれ対象となる条文が分からないため、明確になるよう分けて記載すること。	8月9日	・説明グループの表は、設計説明分類ごとに、要求を受ける条文、要求項目がわかるように分割する。		
4-11	⑪ P11：1つ目の◆：全体像が分かるような記載に拡充すること。	8月9日	・共通12としては、資料1、2の整理を受けて資料3を整理しているため、当該整理も含めた記載を検討する。		
4-12	⑫ P11●の記載：構造設計の「隣接設備とのクリアランス確保」と配置設計の「複数機器の相互間の距離や建屋内等に設置」のそれぞれの説明内容の違いがわかりづらいため、それぞれの設計において考慮すべき内容の範囲が分かるよう、記載を見直すこと。	8月9日	・構造設計、配置設計の説明範囲について、整理した上で、記載を見直す。		
4-13	⑬ P11、2、3つ目の◆：2、3つ目の◆は次のページへのリード文であれば、◆の文章は不要であるため、次のページへの繋がりだけを別の形で示す。	8月9日	コメントNo.4-4での対応を踏まえて資料の構成を決めるとともに、資料構成を踏まえてそれぞれ記載すべき事項を整理する。具体的な説明を始めるためのリード文であれば、その説明の冒頭に示す等の工夫を行う。		
4-14	⑭ P11：「◆」の補足として「●」の記載がある、という説明内容となるため、インデントを修正すること。	8月9日	・段落分けしている文章は、どの文章にぶら下がっているのかわかるようにインデントを調整する。		
4-19	⑲ P14～16：構造設計等に係る説明の進め方について、再掲であれば参考として添付する等、必要要素を含めて整理すること。	8月9日	・審査会合資料として、前回説明内容は、再掲せず、必要に応じて参考として添付する。		
5-45	45 9/4審査会合に向けたスケジュール感を提示すること。共通12を再度提出する際はグループ1を揃えてではなく、参考資料までの本文事項を早めに整理し、並行して資料1、2、3の作業を行う等の方針も含めて検討すること。	8月9日	・次回ヒアリング資料は、資料1から3までを整理するための前段の本文、参考資料を対象とする方向で、検討する。説明の流れを変える必要がある場合には、共通12に関連するとして進めている他のタスクとの関係も整理する。		
5-44	44 審査会合資料においてはマスクング箇所がないよう、工夫すること。審査会合では細かい構造の議論は不要であり、目的に応じた資料構成とすること。	8月9日	・審査会合資料として、マスクング箇所がないように資料内容を検討する。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
(2) 共通12 資料構成					
1-1	① 資料1、別添1、2については、表の目的を明確にすること。また、別添1と本文の表が重複しているため、資料の目的を示した上で、重複を避けるよう整理すること。	6月28日	共通12の目標、目標を達成するための各資料の目的、目的を踏まえた資料の全体構成について明確にする。 共通12の全体構成の検討の中で、資料1 別添1については共通12本文の設計説明分類の表と重複していたため削除する。 資料1 別添2は、資料1の各装置が資料2のどの条文の基本設計方針の適用を受けるかまとめた資料であるが、No2-2のコメントを踏まえた資料で説明するため構成から削除する。 また、資料3冒頭に添付していた紐付表（設計説明分類ごとに説明対象の基本設計方針をいつの説明グループで説明するか示した表）は、資料2の紐付整理結果で示すこととしたため構成から削除する。		
(3) 本文 関係					
1-7	⑦ p14、15/p19～22で記載している「4. 共通12の説明方針」については説明の進め方の考え方を示したうえで、「2. 4 設計説明分類の設定方針と各施設の設計説明分類」の記載内容を考慮して構成を見直すこと。	6月28日	共通12の本文「2.1 設計説明分類の設定」の次に「2.2 説明グループの設定」構成を見直し、各設計説明分類の構造設計等の説明順序（説明グループ）を説明する流れになるように記載を見直す。		
5-1	① 共通12の全体説明として（1）類型分類、（2）システム設計、構造設計等に係る説明、（3）解析、評価等に係る説明、という項目を立てて記載していることから、資料1、2、3の資料構成との関係性を踏まえた記載を行う必要がある。（1）において、資料1、2を並行して要求事項との関係を整理する必要があり、現状の記載では説明グループの設定の考え方が記載していないため、記載を見直すこと。	8月9日	(1)には、資料1としての方針、資料2としての方針を踏まえ、記載を拡充する。本文で示す事項については、共通12の資料構成、資料ごとの目的や説明内容を踏まえて整理する。		
5-2	② 1.1（1）の記載内容としては、申請にあつた説明事項は何かを要求事項から紐解いて、再処理とMOXの違いも踏まえて、どのように設計説明分類、説明グループを設定していくの考え方を記載すること。また、本章で記載する内容と後段で記載する内容が重複しているため、分担当を整理して記載すること。	8月9日	・「各施設と特徴を踏まえて」と記載している箇所は要求事項に対する説明事項があり、必要な説明事項が再処理とMOXで違うところがあるということであるため、必要な説明事項の違いという観点で記載方針を整理する。 ・1.1（1）の類型分類として記載する方針、2.類型分類として記載する方針を整理し、重複しないように構成を検討する。		
5-3	③ 3つのボツが同様の記載となっているためそれぞれのボツで記載する内容を整理すること。1、2ボツ目の記載は1. にて記載している内容である。3ボツ目の記載が2. の記載として説明すべき内容であるため、記載内容を拡充すること。	8月9日	・1.1（1）の類型分類として記載する方針、2.類型分類として記載する方針を整理し、重複しないように構成を検討する。		
5-4	④ 1.1（1）2ボツ「各施設の特徴を踏まえて類型分類」の記載内容の修正にあたり、紐づく2.1の1ボツ目の記載についても、合わせて修正すること。	8月9日	・5-2のコメントを踏まえて、1.1(1)の修正を踏まえ、2.1の1ボツ目の記載も適切に修正する。		
5-5	⑤ また、再処理とMOXは説明事項の違いがあるだけなので、その違いがあるところを説明すること。	8月9日	・2.1 設計説明分類の設定について、再処理とMOXで説明事項の共通内容は、まとめて記載し、異なるところは分けて記載するなど記載方針を整理する。		
5-6	⑥ 電気設備等の説明設計分類について、外部事象の屋外設備等とも関連はするが、主となる条文要求を踏まえて、電気設備として固有で設定する考えが分かるよう記載を拡充すること。	8月9日	個別条文として分類を設定しているものに対して、主条文／関連条文の説明内容を踏まえて、個別に設定し直すべきが再整理する。		
5-7	⑦ 類型分類としての説明事項が何かを明確にすること。その他変更については、MOXの分類の考え方と同様に整理することなど、共通的な整理する事項、施設間の違いとして考慮すべき事項の考え方を2.1で分かるよう記載を拡充する。	8月9日	MOXと同様に再処理の設計説明分類ごとの説明内容を整理した上で、共通的に整理する事項、施設間の違いとして考慮すべき事項を考え方を記載する。		
5-8	⑧ 「2.3既認可からの変更点の整理」については、「2.1」、「2.2」の中で展開すべき事項であることから、記載構成を見直すこと。	8月9日	2.3既認可からの変更点の整理については、構成を再整理する。		
5-9	⑨ 「2.1（1）基本的な考え方」4ボツ目において、軸となる主条文を設定するにあつたの考え方が明確になるよう、記載を見直すこと。また、関連条文の説明が抜け漏れなく説明する必要があることから、全体の説明方針をまとめること。	8月9日	軸となる主条文を設定して、1つの設備に対して複数の設計説明分類は設定しないという考え方が明確になるように記載を見直す。また、関連条文の説明の抜け漏れなく説明する必要があるという考え方を全体の方針に記載する。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
5-10	⑩ 対策設備と対象設備の一部（遮熱板等）の区分けの考え方、それぞれの対象が明確になるよう、説明すること。新規設備が対策設備、既設の設備を改造したものが対象設備の一部という整理ではなく、考え方を再整理すること。	8月9日	「対策設備」と「防護対象等」の区分けの考え方を再整理して記載する。		
5-11	⑪ 耐震において、建物・構築物、機器・配管系に分けてられていることを踏まえて、設計説明分類を設定していく必要があり、対応方針を明確にして回答すること。	8月9日	「外的事象」の「機器・配管系」に耐震における「構築物」を含めているが、主条文（外部衝撃等）での整理や耐震での整理を踏まえて、「機器・配管系」の記載を見直すのか、分類の区分けを見直すのか再整理する。		
5-12	⑫ 共通12全体としてコメントを管理する等、コメントに漏れないように対応すること。	8月9日	共通12に反映が必要な、再処理側のコメントについて、本コメントリストの「(3)-1 本文 関係（再処理施設における「設計説明分類の設定」等ヒアリングを受けた反映事項）」の中で追記し、管理する。		
5-13	⑬ 内的事象の溢水の防水シート等の資機材の説明は、「防護対象」と併せて構造設計と併せて説明するのかなど、資機材での対応等抜け漏れがないよう、設計方針（保管時の防水シート、使用時の可搬型発電機の TENT 等）として説明すべき事項、範囲を整理し、説明方針を記載すること。	8月9日	説明グループ等の整理にあたっては、資機材での対応等が漏れないように、説明すべき事項等を網羅的に整理して記載する。		
5-14	⑭ P8 1つ目の矢羽：「建屋」「機器・配管」の前に「屋外の」を追記すること。	8月9日	設計説明分類の共通的な考え方、施設間の違いとして考慮すべき事項を整理の結果、本記載が残る場合は「屋外の」を追記する。		
5-15	⑮ パネル難燃化のGBは内的事象・外的事象の防護対象ではないことを明確に記載すること。また、パネル難燃化のGBは共通的な構造設計もあるが、本文類を個別に整理する必要があるか整理すること。	8月9日	パネル難燃化のGBは説明内容を踏まえて、個別に設計説明分類を設定すべきか再整理する。		
5-16	⑯ P8：緊対所と制御建屋の設計説明分類の設定の位置付けを整理すること。	8月9日	それぞれの説明内容を整理した上で、分けて設計説明分類を設定すべきかを再検討する。		
5-17	⑰ 個別に設計説明分類を設定している放管、通信等については、要求事項の主従を整理し、他の分類との統合も踏まえて、考え方を整理すること。	8月9日	個別条文として分類を設定しているものに対して、主条文／関連条文の説明内容を踏まえて、個別に設定すべきか再整理する。		
5-18	⑱ 冷却塔等の「変更なし条文」であっても設計変更の内容を踏まえて、既認可から変更がないことの説明が必要となる点も考慮して記載を見直すこと。	8月9日	設計変更により、変更なし条文でも既認可から変更がないことは説明する必要があることから、その趣旨がわかるように記載を見直す。		
5-19	⑲ DB、SAで分類するのではなく、8/7ヒアリング内容を踏まえ、合わせて分類を設定する考え方を再整理したうえで、本文を修正すること。さらに、記載の程度やトーンについても、MOXと再処理とで差異が見られることから、同じような記載内容となるよう、要点を整理して両者の記載を適切に見直すこと。	8月9日	兼用設備、格上げ設備があることも踏まえて、設計説明分類の設定の考え方を再整理する。また、MOXと再処理で考え方の記載程度を合わせるように見直し。（施設間の違いとして考慮すべき事項を記載する。）		
5-20	⑳ 「2.2説明グループの設定」において、記載内容が結果のみになっており、説明グループの設定の考え方として主条文としてまとめて説明するもの、後段の設計説明分類と併せて説明するものなど、全体的な設定の考え方について明確にすること	8月9日	・説明グループをどのように設定したのか、考え方がわかるように記載を見直す。		
5-21	㉑ P11：（2）MOX燃料加工施設の2ボツ目は、MOXとして説明グループ2をどう設定するのかがという観点で記載する必要があるため、記載を見直して適切に記載すること。	8月9日	・説明グループ2が、再処理施設の記載に依っており、MOXとして説明グループ2をどのようにまとめたのか、考え方がわかるように記載する。		
5-22	㉒ P14：資料1，2，3の整理結果からの説明グループとなっているため、結果から至った説明グループの考え方を記載すること。また、各説明グループの説明の記載について、端的に要点を記載するよう、表の修正と併せて記載を検討すること。	8月9日	・説明グループの表については、コメントリスト4-9,4-10のコメント反映を踏まえて修正を行う。 ・説明グループとして、資料1～3を踏まえて、どのように設定したか要約した記載とする。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
5-23	23 P20：5ボツ目：共通12の説明項目としての既認可からの変更点において、耐震設計の説明としては、構造として示すこと、評価を見据えて示すことを前段となる「2.1」「2.2」で説明することを踏まえて、既認可からの変更点の記載場所、記載内容を整理すること。また、評価方法の変更は耐震のみであるため、評価内容の変更箇所を確認した上で、記載箇所等も検討すること。記載内容としても、上記4つのボツも記載レベルが異なることから、記載すべき事項を整理すること。	8月9日	・2.3は、2.1、2.2と並列で記載しているが、構成としては2.1又は2.2に含まれる内容であることから、記載場所、本文としての記載程度も含めて、見直しを行う。		
5-24	24 「2.2」を資料4で展開していくに際して、「2.2」で評価解析に紐づくように展開していくこととなることから、記載展開を整理すること。	8月9日	・評価に係る既認可からの変更点について、5-23のコメントと合わせて、2.2での記載を整理する。		
5-25	25 2.3(2)において、「第二回申請において・・・評価条件等の変更はない」とあるが、本章で評価結果として変更がないことまで記載すべき項目なのか整理すること。	8月9日	・本文においては、整理方針までを記載し、結果までは記載しないことから、記載を再精査する。 ・整理結果については、資料1等で読めるように検討する。		
5-27	27 P24：3.1の記載は要求事項の整理であり、1.1(1)の対象と同様に、2.にて展開するよう、記載を見直すこと。	8月9日	・3.1の記載は資料2に係る記載であることから、1.の構成を踏まえ、2.において、展開する構成に見直す。		
5-28	28 P25：代表の設定の考え方として、「共通的な構造なもの」「設計方針が同一のもの」「評価手法が同一なもの」等の代表の設定の考え方を明確にし、記載を拡充すること。	8月9日	・設計説明分類間の代表について、代表として整理できるとする考え方を追加する。		
5-29	29 P25 3.2 1つ目のボツ：代表の考え方及び代表の選定の適切性を資料2に紐づけて適切に説明すること。設計説明分類の代表の考え方、共通12を説明する上で対象とする説明物を資料3②、本文上で記載すること。	8月9日	・5-28のコメントと含めて、資料2において、設計説明分類間の設計方針を代表として選定できること、資料3においては、設計説明分類内において図等を用いた説明を代表でできることの考え方を追加する。		
5-30	30 システム設計、構造設計、配置設計のそれぞれにおける設計要求を踏まえて、代表の設定の考え方を整理し、全体として、抜け漏れなく説明できるよう、整理方針を検討すること。	8月9日	・5-28、5-29のコメントを踏まえた代表の考え方については、システム設計、構造設計、配置設計における必要な説明事項がもれなく整理されることについても説明する。		
5-31	31 P25 3.2 2つ目のボツ：次回資料提出時には、個別補足説明資料は項目だけでなく内容も示すこと。対象物を明確にすること等、全体の整理、記載方法も含めて整理すること。また、代表設定の考え方、説明方法、代表との差分の考え方について一体で説明すること。	8月9日	・説明グループ1の共通12の資料提出時に説明に係る個別補足説明資料を提出する。 (後半のコメントは方針検討中)		
5-43	43 P66：資料3③にて既認可からの変更点を記載しているが、資料3③として独立して示すべきなのか、資料3②の中で説明すべきなのか、本文の記載の整理と併せて検討すること。資料3②の説明は完成品としての説明で、資料3③を資料3②に入れた場合に煩雑になることから独立するのはいいかもしれないが、その考え方が本文で明確になるよう記載すること。	8月9日	・本文において、資料3②、資料3③の位置づけを明確になるように考え方を記載する。 また、資料3②の中で、構造設計等の適合性のため、設計変更した内容を記載し、具体的詳細は資料3③につながる記載を行うこととする。		
(3)-1 本文 関係（再処理施設における「設計説明分類の設定」等ヒアリングを受けた反映事項）					
6-1	MOX同様、関連条文と説明の内容及び説明対象となる設備（分類）との関係を整理したマトリクス（星取表）を作成すること。また、分類の中にどの設備を入れるかについては、説明する内容の関係性を考慮して整理すること（「その他変更」も併せて説明できるか検討する）。なお、整理にあたっては、設備や説明の内容が漏れないように整理すること。	7月20日	MOXと同様に主条文、関連条文、説明内容等を整理した資料を作成する。作成にあたっては対象となる設備、説明内容を網羅的に整理するとともに、説明内容を踏まえて設計説明分類を再整理する。		
6-2	外部衝撃に対する対策として、(ばい理)が侵入し難い設計とするための給気ユニットや防護対象を守るための建屋などを「防護対象等」に含めて分類しているが「対策設備」と「防護対象等」の分類の整理の考え方を明確にすること。	7月20日	「対策設備」、「防護対象等」の分けた考え方を要点をまとめて記載する。		
6-3	「外的事象 屋外」を「建物」、「機器・配管」という設計説明分類の分けられているが、主条文／関連条文での説明内容等も踏まえて分類の見直しが必要が整理すること。	7月20日	「外的事象」の「機器・配管系」に耐震における「構築物」を含めているが、主条文（外部衝撃等）での整理や耐震での整理を踏まえて、「機器・配管系」の記載を見直すのか、分類の分けを見直すのか再整理する。		
6-4	設計基準と重大事故を入口から分けて設計説明分類を整理しているが、設計基準/重大事故で兼用する設備もあること等を考慮し、入口から分けずにとまとめて整理すること。	7月20日	兼用設備、格上げ設備があることも踏まえて、設計説明分類の設定の考え方を再整理する。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
6-5	設備に対して1つの設計説明分類という方針で整理するのであれば、各分類で整理しなかった耐震評価が必要な設備をバスケットクローズで「耐震評価設備」で整理することになるため、記載位置も再整理すること。	7月20日	新規制基準の追加・変更要求で耐震のみ追加・変更となる設備に対して耐震を主条文に設計説明分類を設定する考えに基づき、新規制基準の一番最後に分類の記載位置を見直す。		
6-6	有毒ガスに係る変更は安全審査時も新規制基準で対策している設計で対応するという整理であるので、「上記以外」ではなく、「新規制基準で追加された設計要求」に含めて整理すること。	7月20日	安全審査での整理を踏まえ、有毒ガス対応の「制御室（制御室換気設備）」を「新規制基準で追加された設計要求」に含めて整理する。		
6-7	監視カメラは第23条（制御室等）の要求で説明するものであれば、制御室として纏めて分類することも検討すること。	7月20日	監視カメラも第23条（制御室等）の適合性説明に必要な設備であることから、監視カメラと制御室換気設備を纏めて「制御室」として設計説明分類を設定する。		
6-8	重大事故等対処設備で再・MOX共用する設備については、再処理側で共用に対する悪影響等を考慮して適合説明されることを考慮して、共通12における扱いを整理すること。	7月20日	申請方法も考慮した上で、再処理/MOXで共用する設備の扱いを整理する。		
6-9	「建屋（アクセスルート）」と記載すると、屋外のアクセスルートが抜けているように見えるため、他も含めて説明すべき事項に抜けがないように再整理すること。	7月20日	屋外のアクセスルートも含めても網羅的に設計説明分類の整理を実施する。		
6-10	現状の対象設備の記載程度では要求事項に対して構造説明しなければいけないことが整理できるように見えないため、枝葉で説明すべきことも考慮して再整理すること。	7月20日	設計説明分類、説明グループの整理にあたっては、構造設計等で説明しなければならない事項が抜けがないように整理する。		
(4) 参考資料 関係					
1-8	⑧ P23からの参考資料は全体的に最新の情報に更新すること。	6月28日	共通12の参考資料は、共通12の修正方針の資料も含めて最新化していく。		
5-36	36 資料1、2、3の見方としての参考資料であればいいが、参考資料としての位置付けや記載内容を整理しておくこと。（共通12の目的、設計説明分類等は本文側に記載があるため不要）	8月9日	参考資料の表紙の直後にある頁は、本文に記載している内容と重複しているため、位置づけを再精査した上で、削除又は記載変更を行う。		
5-37	37 参考資料のP49とP50の内容が整合取れていないため、説明順番、説明内容を整理すること。	8月9日	P49とP50は重複した説明ページとなっていることから、P50を削除する。		
5-38	38 P49：「2-2」を資料4で展開するにあたって、参考資料では、資料4までの繋がりでまとめて整理できていないため、資料4へのリンク等が分かるよう、記載を整理すること。	8月9日	資料4と、資料1、2、3の繋がりについてリンクがわかるような資料として整理する。		
5-39	39 P61：設計方針に記載されていない構造設計とは何か、設計上の配慮事項との関係を踏まえて、整理すること。	8月9日	設計上の配慮事項は、構造設計等を説明する上で、添付書類の詳細設計方針で記載するには、細かすぎる詳細情報を記載することとし、添付書類として不足している記載については、直接添付書類の詳細設計方針を修正することとする。		
5-40	40 資料3①の「設計上の配慮事項」について、添付書類の記載が不足している点を記載していたが、左の添付書類の欄に拡充する文章内容、拡充する内容の考え方が分かるよう、記載すること。また、「設計上の配慮事項」として記載すべき事項を整理して、記載内容を検討すること。	8月9日	5-39のコメントと同様に「設計上の配慮事項」欄の使用方法について、整理する。本対応は、本文での説明事項に対しても反映する。		
5-41	41 資料3②詳細説明図において、どこまで示すかの考え方も含めて説明する事項を明確にし、図面の必要用途との紐づけも含めて、整理すること。	8月9日	資料3② 詳細説明図として、どこまで明確に示すのか、考え方を整理する。		
5-42	42 P63、64：資料3②の構成順となるよう、説明順序を見直すこと。	8月9日	資料3②の資料構成順になるように、説明順序の見直しを行う。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
(5) 共通12 全般、コメントリスト関係					
2-7	⑦ 「今回対応なし」としたものは、方針に悩みがないのであれば、具体的な対応ページがなくとも、対応方針を示すこと。	7月13日	資料に具体ページがない場合でも、本資料「共通12に係る修正・対応方針」において修正方針・対応方針を記載する。		
3-1	① 共通12の進め方として、「共通12に係る修正方針」の資料とするのではなく、現状グループ1の説明であることから、「共通12」そのものを修正、提出し議論していくべき。また、資料を分けて説明したい場合は、コメントリストに紐付けた添付資料を作成したほうがよいと思われるため、資料構成を検討すること。	7月21日	次回以降、共通12の資料を用いて、コメント反映状況を説明する。その際は、共通12を都度、完本で提出せず、修正箇所の説明ができる単位で資料を準備し、一部修正方針を示す場合は、コメントリストの添付として提示する。 8/4出版は説明グループ1の範囲のグローブボックスの構造設計等の資料3②を中心に説明するために必要な資料3①、資料2、資料1別添を添付する。また、他条文、他の設計説明分類との関連する設計の紐付を示すため、グローブボックスの耐震設計の温度・圧力に関連する換気設備のシステム設計の資料3②を添付する。 資料1は、設備リストであり、今回は修正方針を示すために必要な範囲に限定して、本資料「共通12に係る修正・対応方針」の添付として示す。		
4-1	① P1（コメントリスト3-1）：修正・対応方針について、閉じ込めのアウトプットを受ける関連条文、閉じ込めのインプットになる関連条文の整理を含めて、対応方針の記載を見直すこと。	8月9日	コメントリスト4-6の整理を踏まえて、閉じ込めのアウトプットを受ける関連条文、閉じ込めのインプットになる関連条文の整理を行い、コメントリスト3-1に示す対応方針について記載を再整理する。		
3-12	⑫ 資料1に関するコメントについては、共通12で毎回添付するのではなく、修正方針の添付として整理方針等を説明すること。	7月21日	資料1は、毎回添付せず、修正方針を示すために必要な範囲に限定して、本資料の「共通12に係る修正・対応方針」の添付として示すこととする。		
4-2	② P1（コメントリスト3-12）：資料1を毎回提出する必要はないが、どこかで共通12として一式で提出する必要があるため、8/18資料提出、8/25ヒアリングにて説明し、大きな変更等が生じた場合は提出の時期を別途調整すること。	8月9日	・資料1については説明グループ1の共通12の提出時に一式提出する。 その後の提出については、変更の内容に応じて、提出を別途調整する。		
3-13	⑬ 資料2に関するコメントについては、資料3との繋がりを考慮し、例示等を交えながら説明できるように検討すること。	7月21日	資料3の説明に関係する資料2は共通12の資料として提出するとともに、コメントの対応頁を本資料の「共通12に係る修正・対応方針」の共通12の対応頁で記載することで行うようにする。		
4-3	③ P1（コメントリスト3-13）：各資料の修正点において、他の資料への水平展開等、関連した修正箇所を紐づけ、変更内容をコメントリスト等対応方針に明記し、説明すること。	8月9日	共通12は、各資料の関連性が強いいため、コメントリストの変更内容を記載する場合は、ある資料の修正に伴って、他の資料にも修正が発生する場合に、その内容も含めて記載することとする。		

2. 資料1に関するコメント					
(1) 資料1 関係					
1-10	⑩ 資料1と設計認で示している申請対象設備リストとの間に不整合がないよう、施設共通基本設計方針の考え方を示すこと。	6月28日	資料1に条文ごとの施設共通基本設計方針の考え方に不整合が生じないよう、注記にて考え方を記載する。		
4-26	㉞ P25：資料1の吹き出しの説明文章として、「施設共通基本設計方針の考え方」と記載していたが、各設備の条文適合性を「-」とする考え方であるため分かるように、他のコメントリスト、吹き出しも含め記載を見直すこと。	8月9日	コメントリスト、吹出については、コメント内容、修正箇所の内容を確認して、吹出の記載、コメントリストの記載を適切な記載となるようにする。		
4-25	㉞ P25：注3において、その他外部衝撃等が含まれておらず限定されていることから、設計方針を踏まえて記載を見直すこと。	8月9日	外部衝撃として建屋で防護する設計方針である事象を再度確認して、注3の記載を見直す。		
1-11	⑪ 資料1の変更区分の記載については、建設段階であるMOXの状況はあるものの、再処理の記載の考え方と整合を図る必要があるため、整理を行うこと。	6月28日	新規申請設備と既認可設備を区別するため、変更区分を「新設(新規)」と「新設(既認可)」に分け、再処理での変更区分の記載の考え方と整合を図る。		
1-12	⑫ 資料1の兼用設備のうち、工程室排気設備の主配管のように兼用範囲を複数含むような設備について、兼用の範囲と対象を示す考え方が分かるように記載すること。また、仕様表の記載方法と申請対象設備リストの記載についても併せて整理すること。	6月28日	気体廃棄設備のDB・SA兼用設備については、設備区分を見直すとともに、主配管等のリストに複数行あった機器は1行に統合。なお、仕様表において兼用する範囲が異なる場合は、仕様表の注記にて書き分ける。 気体廃棄設備のDB・SA兼用設備については、機器の主たる機能・役割を整理し、仕様表で記載する設備区分を明確にしたうえで、設備リストの設備区分を見直すとともに、主配管等のリストに複数行あった機器は1行に統合。なお、兼用設備の主従及び兼用する範囲については、設備リストではなく仕様表にて詳細に記載する。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
4-21	㉑ P18：説明する際には分類の考え方に応じて適切な用語を用いて説明すること。吹き出しの記載についてはDB、SAの区分ではなく、仕様表で整理する設備の区分とする。	8月9日	No.1-12の整理を踏まえて、吹き出しの記載を修正する。		
4-22	㉒ P18：「兼用（主従）」の欄に「DB・SA兼用」と記載されているが、本欄では主従が明確になるよう記載すべきであるため、整理すること。	8月9日	「DB・SA兼用」であることはDB区分、SA区分の記載有無で示していることから「-」とする。なお、「兼用（主従）」欄の用途としては、DB同士・SA同士で機能・役割の異なるもの（例：番号440の遮蔽扉（燃料棒貯蔵設備））について主従を記載する欄とし、DB・SA兼用設備の主従の詳細は仕様表にて記載することとする。		
4-23	㉓ P18：「コメントリストNo.1-12」の対応方針の注記の説明が、資料1の注記、※の使い訳と整合していないため、コメントリストの対応方針を修正する。	8月9日	No.1-12の対応方針を修正する。また、No.4-24の整理を踏まえ、資料1の注記、※の使い分けを見直す。		
4-24	㉔ また、「※」で記載している内容のうち、共通的な対応している内容について、記載方針を整理すること。	8月9日	「※」で記載している内容のうち、共通的な内容については、備考で個別に記載するのではなく、注記としてまとめて記載する。		
1-13	㉕ p39：資料1の耐震に係る「既設工認からの耐震評価結果条件の変更箇所」について、再処理と違い「○」が入る項目が限られているため、変更項目の考え方を再整理すること。	6月28日	・MOX第2回において変更対象がある項目のみに列を絞る。また、その方針を本文に記載する。 ・項目名称は添付書類「Ⅲ-1-2-2-1 機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針」の各項目の設計プロセスに合わせるものとする。 ・設計プロセスの既認可からの変更の有無の整理方針について本文に記載する。		
1-14	㉖ p39：No.242等の設備において「B-1（1/2Sdに見直し）」と整理した場合に、変更点として「設計用地震力の設定」に「○」がつくべきと思われるため考え方を整理すること。	6月28日	耐震クラスB-1の既認可設備は「設計用地震力の設定」を「○」とする。		
4-20	㉗ P17：静的地震力について、MOXは変更があるが、計算書の対象ではないものもあるため、変更区分踏まえて位置付けを整理すること。	8月9日	・耐震の評価・解析等に係る既認可からの変更点は、既認可で申請した耐震計算書に対して、今回申請する耐震計算書を差分として審査するものなのか、それとも全体的に確認が必要なものなのかという観点で整理するにともな、耐震計算書の1つ1つの条件の変更点については、個別補足説明資料（耐震建物01）において詳細を説明する等の方針を整理する。		
(2) 資料1別添 関係					
2-2	㉘ P16：「説明対象機器」に設備の番号を羅列したものが記載されているが、資料1と2のリンクとして番号を羅列することも一例ではあるものの、設計説明分類が同じものをまとめて記載したうえで、要求事項の対象にならない等、例外になるものに注記を付記する等、記載の内容は工夫の余地があるので、検討を進めること。	7月13日	資料2の設計説明分類の設計項目単位で対象機器をまとめ、資料1の設備リストの番号とのリンクを示す資料を資料1 別添として新規追加する。		
3-2	㉙ 資料1と資料2の紐付けについて、資料2での整理内容を含めて示すのはよいが、分類した考え方が分かるようにしたほうがよいと思われるため、記載内容を検討すること。	7月21日	資料1別添の横軸の分類について、分類した考え方が分かるように、基本設計方針の要求事項の概要を基本設計方針番号の欄に括弧書きで記載し、各分類における要求事項とその対象が明確になるようにする。		
4-27	㉚ それぞれの欄の記載内容が分かるよう、凡例を適切に記載すること。	8月9日	凡例の記載を見直し、記載内容が分かるようにする。		
4-28	㉛ 「10条A①」等の分類が資料1から資料2、3へどう紐付けるか、考え方を整理すること。	8月9日	追（資料1から資料2,3への展開、紐付け方法を検討中）		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
3. 資料2に関するコメント					
1-2	② 資料3の構成を設計説明分類で整理するようになっていたが、説明グループとしての繋がりが分からなくなっているため、資料3で説明グループとの関係をはっきりさせること。	6月28日	資料2の紐付整理結果において、任意の設計説明分類の資料3で展開する基本設計方針がどれなのか、いつの説明グループで説明をするのかという情報を整理することで、資料3と説明グループの関係がわかるようにする。		
1-3	③ 資料3の冒頭につける各条文の基本設計方針に対する整理結果において、どの設計説明分類で説明を展開しているかを明記すること。	6月28日	資料2の紐付整理結果において、任意の設計説明分類の資料3で展開する基本設計方針がどれなのか、いつの説明グループで、どの設計説明分類で代表して説明するのかという情報を整理する。資料2の紐付整理結果において整理することとしたため、資料3 冒頭に添付していた「表. 各条文の基本設計方針に対する整理結果」を取り止める。		
1-9	⑨ P35で示している資料3の「説明方針」の欄において、「後段で説明する」ではなく、P20で示されているように、具体的な設計説明分類の情報を追加すること。	6月28日	資料2の紐付整理結果において、任意の設計説明分類で展開する基本設計方針がどれなのか、いつの説明グループで、どの設計説明分類で代表して説明するのかを明確にする。		
1-15	⑮ 設計説明分類の考え方について、設計方針の説明を他の設計説明分類に飛ばすものと飛ばさないものの考え方を整理して、記載を見直すこと。また、資料2の中で代表として説明するものについては、欄を追加し、他項目へ飛ばして説明するもの、他項目から飛ばされてきて説明するもの、が明確になるように記載する。	6月28日	・複数の設計説明分類に対して、代表して構造設計等を説明する場合は、「説明グループの考え方」欄で代表の設計説明分類と代表以外の設計説明分類との紐付を行う。 具体的には、他の基本設計方針、設計説明分類に説明を飛ばす側は【Gr○ No● 代表で説明する設計説明分類名称】と代表して説明できる理由を記載することで、どこで代表して説明するのかを明確にする。 また、代表で説明する設計説明分類側は、当該設計説明分類で設計方針を説明すること、また「<No○>代表以外の設計説明分類名称」を記載することで、代表以外の設計説明分類、基本設計方針の紐付を行う。 (No:基本設計方針番号、Grは説明グループ)		
1-16	⑯ 設計分類(システム設計、評価等)ごとに説明すべき内容を明確にして整理すること。	6月28日	同じ基本設計方針に対して、適合説明として設計分類(構造設計、システム設計、配置設計)が複数ある場合は、それぞれの設計分類において、適合説明としてどこまで説明するのか、対象範囲がわかるように書き分け、資料2で明確化を図る。		
1-17	⑰ ⑱、㉒、23の項目については資料3への繋がりを踏まえて資料2への展開を行うこと。	6月28日	1-19、21、23で対応方針を示す。		
2-1	① P16:「説明グループの考え方」について、臨界は質量管理であるため、どれを選んでも同じという考え方になることは理解するが、今後説明する閉じ込め等を踏まえると、構造の違い、機能を担保するための考え方が違う可能性もあるので、代表設備を選択した考え方を示すこと。	7月13日	代表とする設計説明分類の選定にあたっては、技術基準要求を満たすための主たる機能を有するものを代表とする。各分類について説明すべき内容に差異がある場合は、必要に応じて代表を選定し、資料3に展開する。 代表となる分類との差分を説明することが合理的である場合は、No.2-4の「説明グループの考え方の欄」のように、ほかを代表とする理由を記載することとする。		
2-3	③ P16:「設計説明分類」に全て下線が引かれているものがあるが、個別に必要な説明をすることが分かるように記載を工夫すること。また、P22、23の紐付整理表にて、代表が複数ある場合の「○」「●」の示し方を工夫し、P16との関係性も含めて整理すること。(縦の欄を追加し、それぞれの設計説明内容につき、代表が1つになるように示すことを指向)	7月13日	資料2において、1つの基本設計方針に対して複数の設計説明分類で下線が引かれている(どれかを代表とはせず、それぞれ説明する)場合は、「説明グループの考え方」に個別に説明を行う理由を追記する。また、紐付整理結果の表は、設計項目ごとに行を分けて記載し、代表が1つになるようにする。		
2-4	④ P16の4条では代表が1つであるが、P18の10条では代表が複数あり、「設計分類の考え方」の列の使い方が不揃いになっており、他の分類を跨いだ代表としての考え方を記載しているものと、単に分類の中で説明する機器を挙げているものがある。全体の設計を代表で示した上で、その差分が存在する設備だけを個別に説明する、という考え方も整理できると思われるので、検討を進めること。	7月13日	・代表は、複数の設計説明分類間の代表を示すものとし、代表とする考え方がわかるよう、資料2にて記載を見直す。対象となる設計説明分類が1つのみである場合は、対象となる設計説明分類の中から代表を選定するような意味合いにならないよう、記載を見直す。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
2-5	⑤ 換気設備の設計説明分類について、設計説明分類の考え方で「グローブボックス排気設備」と「窒素循環設備」で主語が違うので、代表設備として説明する必要があるのかも含めて整理すること。	7月13日	「グローブボックス排気設備」と「窒素循環設備」を含めたシステム全体の説明が換気設備の設計説明分類として必要であるため、各欄の記載は、主語を分けず下方の例のように修正する。また、この設計内容を説明すべき設計説明分類は換気設備のみであるため、上記No.2-4の方針のとおり、代表性に関する記載はしない。 (以下、記載例) 【設計分類の考え方】 グローブボックス等の負圧維持、オープンボートボックス及びフードの開口部からの空気流入風速を確保するための排気系統について、システム設計にて説明する。 【説明グループの考え方】 グローブボックス等の負圧維持、オープンボートボックス及びフードの開口部からの空気流入風速を確保するための排気系統について、Gr1で説明する。		
2-6	⑥ P22：今後、説明の対象が増えてくると、「△」「▲」の対応関係が分かりにくくなっていくことが懸念されるため、その関係が明確に示すことができるよう、記載を検討すること。	7月13日	資料2 紐付整理結果の表において、構造設計等と対となる評価を紐づけるための列を追加し、「△」「▲」等の対応関係を明確にする。		

4. 資料3に関するコメント					
1-4	④ 既認可からの変更点において、地震動が大きくなっているにも関わらず、固定ボルトの本数が減る、といった構造変更をしているものがあるが、これらの設計上の考え方については記載を充実化すること。	6月28日	【耐震】を受けた変更としていたが確認の結果、誤記のため修正を行う。具体的には、防火シャッタの追加に伴う、グローブボックスの構造変更であり、それに伴い壁への取付方法を耐震サポートから、防火シャッタを取り付けるケーシングで直接取り付ける構造に変更したことによる。耐震サポートの取付ボルト数の減少になる。また、本グローブボックスは、耐震クラスをBクラスからSクラスの格上げに伴い変更した構造を用いて新規追加で耐震計算書を添付する。		
1-5	⑤ 配置設計を示す場合には、その配置についてどのような設計上の要求から何を説明すべきなのかを考慮した上で、資料を整理すること。	6月28日	「資料3 ②詳細説明図」において、配置設計の適合説明に用いた図面（平面図）が説明内容（グローブボックスの周辺にクレーン等を配置しない設計）がわかるものでなかったため、適合説明にあった図を使用することとする。		
1-18	⑩ 「②詳細説明図」に示されているGBの構造設計について、仕様（寸法等）情報の記載がばらばらになっているが、仕様を記載することの必要性について、本資料において説明すべき内容を整理して、必要な情報を記載するよう資料を見直すこと。	6月28日	「資料3 ②詳細説明図」において、使用する図中の寸法等が適合説明上、関係ない情報の場合、基本的に削除することとする。		
1-19	⑪ p284の崩壊熱除去の設計の説明を例にするが、設計として示す必要がある情報を全て挙げた上で明確にすること。その説明のためには、その前段として、資料2において設計において考慮すべき内容を挙げた上で、それをどの項目で説明するかというすみ分けを整理しておく必要があるため、繋がりを含めて資料を整理すること。	6月28日	資料2,3で説明する事項のすみ分けとして、資料2では設計上考慮すべき事項を各設計説明分類ごとに明確にし、資料3では資料2での整理を踏まえ、具体的な設計（給排気口の位置、フロアの設置等）を説明することで資料間の繋がりを持たせた記載とする。		
1-20	⑫ p294/p298：容器落下時のGBへの影響については、閉じ込めと搬送設備との関係もあり、どの内容をどこまで説明するか、及び資料2においてどのような要求があるか、の整理も必要であり、説明ロジックの整理も含め、他の設計説明分類の記載とのすみ分けを整理すること。2-2の評価との関係を含めて2-1として説明することの整理、個別補足説明資料で説明する整理も追加する	6月28日	【資料2】 ・MOX粉末を取り扱うグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計について、関係性を整理し、資料2にてどの設計説明分類の設計分類で展開するのかを明確になるよう記載を見直す。また、個別補足説明資料で説明する内容についても整理し、資料②にて明確にする。 グローブボックス内外のクレーン等の重量物を設置しないこと（グローブボックスの第14条内部発生飛散物に係る配置設計）、容器を搬送する内装機器が容器を落下、転倒、逸走を防止すること（機械装置・搬送設備の第16条搬送設備に係る構造設計）、グローブボックス缶体をステンレス鋼とすること（グローブボックスの第10条グローブボックスの構造に係る構造設計） 【資料3】 ・資料2での展開方針に従い、グローブボックスの構造設計として、缶体の構造について、構造設計で示すとともに、関連する説明設計分類について、紐づきよう注記を修正		
3-4	⑬ 資料3 ②の構成として、閉じ込めだけの設計方針、閉じ込めと耐震が関連する方針があることから、構成としてどこに記載しているのか全体像が分かるように整理すること。また、全体像を整理するにあたり、主条文と、示されている関連条文が分かるよう、資料冒頭に目次をつける等を検討すること。	7月21日	資料3 ②の冒頭に、全体構成を目次として添付する。本目次においては、主条文の構造設計等を主軸に、関連する他条文の構造設計等を示す。また、他の設計説明分類における設計とも基本設計方針番号で紐づけることで示す。		
4-16	⑭ P12：（共通12 P184～）資料3 ②の目次において、項目の名称を整理すること。	8月9日	目次構成、項目名称について、記載を見直す。		
4-15	⑮ P12：構造設計の説明において、GBの構造設計（共通12 P183）との関係を踏まえて整理すること。	8月9日	本文の説明グループの考え方にて説明されること、目次に説明の概要が記載されることから、当該ページの記載を削除する。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
4-17	⑰ P12：「e.グローブポート等の詳細構造」については、グローブボックス全体の構造である「窓枠部及びステンレスパネル」の内数となる付属構造と整理できるため、その他の項目も含め、全体的に目次構成を適切に見直すこと。	8月9日	グローブボックスの構成を考慮し、全体的な目次構成を見直す。		
3-5	⑮ 次回の審査会合では、共通12の内容整理の結果としては、資料1及び資料2では整理の結果にならないため、資料3②等を用いて説明することになると想定されるが、前段の資料2との紐付けが見えない、共通12としての構成を読み取ることができないため、基本設計方針等が紐づくよう、資料3②で記載している枠内の記載内容を拡充すること。	7月21日	資料3②の冒頭に、添付する全体構成の目次において、各項目は、各基本設計方針の要求を踏まえた説明項目とするともに、各項目に対する説明内容の冒頭に、【条文番号】と（ ）書きで基本設計方針の要求事項の概要をキーワードとして示す。 資料3②の各テキストボックスの構造設計等の説明に紐づける基本設計方針番号の後に、基本設計方針の要求事項の概要をキーワードとして示す。		

5. 耐震に関するコメント

(1) 耐震整理方針等

1-21	21 p274、275にある詳細設計展開表（耐震設計プロセスの条件）については、資料3になって登場することに違和感があり、資料2の段階で整理されるべき内容と考えられるため、2-1/2-2で説明すべき内容の切り分けも検討し、上流側からの繋がりを含め再度整理すること。	6月28日	以下のステップにて、設計プロセス条件を設定に係る構造設計、添付書類での展開事項等を整理する。 ① 機器の耐震設計プロセスを用いて、「2-1」にて構造設計として説明すべき設計プロセス条件を整理する。 ② 上記整理を踏まえ、各設計プロセス条件において、構造設計として説明すべき内容を整理し、添付書類等で示すべき事項（観点）を整理する。 ③ ②を踏まえ、資料2にて設計プロセス条件を設定するための構造設計と基本設計方針、添付書類の関係性を整理し、説明グループ等について、整理する。 ④ ②③での整理を踏まえ、資料3にて、構造図等を用いて、具体的な各設計プロセス条件の設定するための構造設計を示す。具体的な構造設計及び②で整理した添付書類等で展開すべき事項を踏まえ、添付書類等への記載の拡充内容を整理する。 No.4-18、5-26、5-32、5-35を踏まえ、耐震設計のプロセスの条件からボトムアップで耐震設計に係る構造設計の整理するのではなく、資料2、資料3と基本設計方針から添付書類、構造設計と展開されるよう、共通12の体系を踏まえて、整理を見直す。		
2-8	⑧ P15：設備の設計として考慮すべき事項をP9のフローに沿って検討したうえで、結果として、どの添付書類で示すのか整理すること。	7月13日	F1-21Jの対応方針の②にて、設計プロセス条件として、構造設計として説明すべき事項を整理し、添付書類にて示すべき事項（観点）を整理する。 共通12の資料4にて「2-2 解析・評価等」の整理に当たって、「2-1」で展開した構造設計を踏まえた設計プロセス条件の設定の考え及び添付書類への記載展開を整理する。添付書類の体系については、No.3-35を踏まえ、個別補足説明資料で整理していく方向で検討を進める。 2-8のコメント対応の中で、整理するため、本文P.43に示す耐震設計の添付書類の関係図を削除する。		
5-34	34 P43：評価に特化せずにももとの設計方針を踏まえると改造方針がでてくるので、どこでどこまで説明するのか整理すること。また、添付書類で展開すべき事項はここで説明する事項ではないため、位置付けを含めて記載を見直すこと。	8月9日	F1-21J、「2-8」における整理に当たって、各添付書類での役割を踏まえて、どの添付書類に何を示すのかの考え方がわかるよう、添付書類の関係性を整理する。 No.2-8の対応方針を踏まえ、個別補足説明資料にて耐震に係る添付書類の体系、役割について、整理していく方向で検討を進める。		
3-3	③ P13：添付書類にて展開すべき事項について、添付書類の役割を踏まえてどこで何を記載するのか分かるように整理を進めること。	7月21日	F1-21J、「2-8」における整理に当たって、各添付書類での役割を踏まえて、どの添付書類に何を示すのかの考え方がわかるよう、添付書類の関係性を整理する。 No.2-8の対応方針を踏まえ、個別補足説明資料にて耐震に係る添付書類の体系、役割について、整理していく方向で検討を進める。		
4-18	⑱ 資料3において、「2-2」の評価を見据えて説明するものについては、評価のために特別に考慮した構造設計等の内容を記載すること。目次においては、それぞれで説明するポイントが分かるように端的に記載すること。	8月9日	「構造設計」の記載については、評価条件を踏まえて、評価のために特別に考慮した構造設計について説明する内容となるよう、記載展開を見直す。		
5-26	26 耐震の説明として、耐震計算の基本方針の作成条件からの展開となっており、評価に寄った展開になっているので「2-1」で説明すべき事項を整理したうえで、整理すべき項目を検討すること。	8月9日	「2-1」で説明すべき内容としては、評価のために特別に考慮した構造設計について説明するよう見直し、評価条件として一般的に設定する項目については、「2-2」で展開するよう見直す。 展開としては、No.1-21に示す。		
5-35	35 P43：耐震の整理としては、全体整理として、資料2、3と流れで説明していくことから、表については不要。添付書類の構成については、重事17のように別の補足説明資料として、耐震の添付書類の構成を議論する等、進め方を整理すること。	8月9日	No.1-21に示すとおり、耐震の整理としては耐震設計プロセスの項目からボトムアップではなく、資料2、資料3の流れとして基本設計方針、添付書類、構造設計となるよう、体系を見直す。添付書類の体系、役割の整理については、No.2-8のとおり、個別補足説明資料にて整理していく方向で検討を進める。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
5-32	32 P30第1図 2つ目の吹き出し：機器は剛にするのが読めないが、「3.2 固有周期の設定及び算出」とプロセスで出てくる項目と設計方針とのリンクを図り、「2-2」の評価に寄った記載となっているため、「2-1」で説明すべき事項を整理すること。また、ボトムアップで整理してもよいが、体系的に見えるように説明の構成を整理すること。	8月9日	「2-1」で説明すべき内容としては、評価のために特別に考慮した構造設計についての説明となるよう見直す。例として、機器の支持方針から原則、剛に設計すること、剛にできない場合は、建屋・構築物の共振領域からできるだけ外れた固有振動数となるように設計すること、それらの設計をするための特別に考慮した構造設計について展開する。というように構成を見直す。		
2-11	① 資料2にて構造として考慮すべきものを整理したのち、次のステップとしてどの添付書類に記載するのか、各ステップでやるべきことを整理し、P9との流れを踏まえて整理すること。	7月13日	F1-21の対応方針の②にて、添付書類で示すべき事項（観点）、各添付書類との関係性を踏まえて、「1-21」の対応方針③において、資料2にて設計プロセス条件、添付書類、基本設計方針、説明グループを整理する。 No.1-21の対応方針を踏まえ、耐震設計のプロセス条件に寄った整理としていることから、地震条文の資料2についても、他の条文と同じ構成に見直す。なお、耐震設計プロセス条件に係る基本設計方針等の関係については、2-2で展開するよう構成を見直す。		
2-9	⑨ P30：耐震の資料2として「設計説明分類」「説明対象機器」「耐震設計」「設計プロセス条件」が並んでいるが、P9で示している各項目での記載事項が、P30以降の記載と整合していない。資料2と資料3で記載すべき内容と繋がりが分かるように整理すること。	7月13日	F1-21の対応方針のステップを踏まえて、設計プロセス条件から整理するよう構成順序を見直す。耐震設計は、解析モデルごとに説明していくことを踏まえて、解析モデルごとに設計説明分類を整理していく構成に見直す。資料2にて基本設計方針、添付書類との関係性を整理した内容を資料3へ展開する。 No.1-21の対応方針を踏まえ、耐震設計のプロセス条件に寄った整理としていることから、No.2-11のとおり、構成を見直す。		
1-26	26 耐震として個別に資料を起こしているが、閉じ込め機能の維持について、GBの構造設計の結果を評価するものであるため、耐震設計として新たに図面を整理するのではなく、構造設計の図の中で、耐震の情報を追加していくことでも説明できると考えられる。そのような整理の検討を進めること。	6月28日	・閉じ込めを受けた構造設計の設計方針と耐震の設計方針の関係性が明確になるよう資料3①にて、紐付けを行う。紐づけた設計方針を資料3②にて同じスライドに示し、閉じ込めを受けた構造設計と耐震の設計方針の関係性がわかるよう、構成を見直す。		
1-28	28 グローブボックス接続部のベローズについては、閉じ込め機能の確保として、耐震設計と関係するとの説明があったはずであり、その反映を行うこと。それ以外の記載についても、全ての設計考慮事項が漏れなく展開されるよう整理すること。	6月28日	・「No.1-26」と同様に、同じスライドに閉じ込めと耐震の設計方針を示すよう、構成を見直す。		
2-12	⑫ P32：10条-3①-1、10条3①-3のような大枠の構造設計とそれに関係する6条の設計の関係を同一ページで示す等、資料3②を見直すこと。（閉じ込めを分割し、そのページで何を示すのかが分かるようにすること。）	7月13日	・「No.1-26」と同様に、同じスライドに閉じ込めと耐震の設計方針を示すよう、構成を見直す。		
3-8	⑧ P43：GBは動的な閉じ込めである特徴を踏まえて、GBの気密性に関する設計として、気密を担保するための設計の説明が不足しており、また、耐震設計への展開ができていない。資料3での構造、設計方針を説明する場合に、ある程度の類型化を検討した記載となるよう、ルール化することも含めて記載を見直すこと。	7月21日	・グローブボックスは、構造および換気設備での換気による動的閉じ込めにて密閉性を維持する方針であることがわかるよう、構成を見直し、耐震設計との関係性を整理する。 ・構造設計の類型化については、各構造について、それぞれ整理、抽出した上で、横に並べ、共通的な方針を整理し、類型化するように対応することとする。		
1-27	27 補足説明資料で説明する内容が不明確で、どのような内容の説明がなされるのかが、資料から読み取ることができないため、説明すべき内容がわかるよう、記載を充実させること。	6月28日	資料2の「関連する個別補足説明資料」欄で設計方針に対して何を補足説明すべきが記載するとともに、資料3で該当する構造設計等の説明内容を個別補足説明資料に飛ばす際も、資料2の記載を踏まえて拡充を行う。		
(2) 支持構造物					
1-24	24 構造を説明する図において、GB基礎部の構造が分かるように示した上で、評価における拘束条件をどのように設定しているか分かるように記載すること。	6月28日	・グローブボックスの直接支持構造物の基礎ボルト締結部の構造を示し、拘束条件の設定の考え方を図を用いて資料3にて示す。 また、埋込金物との取り合いの構造について、図を用いて資料3にて示す。 拘束条件の設定の考え方に係る添付書類の記載修正案について、次回説明する。 グローブボックスの支持構造部の構造がわかるような具体構造を示し、支持構造物として評価のために特別に考慮した構造設計について説明するよう見直す。 拘束条件の設定については、「2-2」にて、上記「2-1」での構造を踏まえて、考え方を説明する。		
5-33	33 「2-1」の耐震サポートの構造設計について、耐震サポートの話の出処がない。方針だけでは出てこないで、漏れがないよう適切に記載すること。	8月9日	現状のⅢ-1-1-10の機器の耐震支持方針においてもグローブボックスの耐震サポートについて触れている記載はあるが、その他の設備については明記しておらず、グローブボックスについても記載が不十分であることから、支持構造物の構造設計の展開として説明するよう、記載を見直す。		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
(3) 評価条件等					
1-22	22 GBの耐震評価において、何故、有限要素モデルを用いて評価するのか、その理由の説明が必要であるため記載すること。その際、設計としての考え方の事実を忠実に反映するような記載とすること。また、有限要素モデルの中で、梁モデル、シェルモデルの適用の考え方を明確にすること。	6月28日	<p>→グローバルボックスが閉じ込みからの要求を受けた構造となっており、その設計を受けてなぜ有限要素モデルにて解析することの考え方を資料3④、⑤にて説明する。</p> <p>解析モデルの設定のために特別に考慮した構造設計はなく、一般的に設定する条件であることから、「2-2」にて条件設定の考え方を説明する。</p>		
2-10	⑩ コメントリストNo.22；P31にて、有限要素モデルに設定した理由が分からないため、質点系モデルやはりモデルの設定の考え方を、資料2の中で示すこと（有限要素法はクレーン等の複雑構造を有する設備の評価に適用する方針となっているが、GBが現状の設計方針で示し切れているか、示していないのであれば設計方針をどう書けばよいかを検討すること）。	7月13日	<p>→「1-22」でのグローバルボックスにおける解析モデルの設定の考え方を踏まえて、どういった機器に対して有限要素モデルを適用するのかの考え方を整理する。資料2では、設計プロセス条件と基本設計方針、添付書類の関係性を整理し、資料3にて、添付書類における解析モデルの設定の考え方の記載を整理する。</p> <p>「2-2」にて、「2-1」の構造を踏まえて、どういった解析モデルを設定するのかの考え方を説明する。</p>		
1-29	29 グローブボックスの内装機器は、耐震評価において考慮すべきものであるが、その考え方が記載されていないため、耐震モデルにおいて内装機器をどのような考え方で考慮しているのか示すこと。	6月28日	<p>→グローバルボックスの内装機器の相互影響を考慮し、付加重量として、相当する位置の近傍節点あるいは要素に付加し考慮することを、質量の設定の考え方として説明する。</p> <p>→解析モデルとして、架台が共通となっている場合、台車のレール等が分割されていない場合、内装機器の架台がグローバルボックス間に跨る場合については相互影響を考慮し、連成モデルにてモデル化を行うことの考え方を説明する。</p> <p>解析モデルの設定のために特別に考慮した構造設計はなく、一般的に設定する条件であることから、「2-2」にて条件設定の考え方を説明する。</p>		
1-25	25 評価に用いている環境条件について、基本方針の内容と齟齬が生じないように記載を適切に修正するとともに、その条件設定の考え方がわかるようにした上で、適切な分類の箇所（解析モデルの設定条件）に記載すること。特に、評価における付加質量については、どのように考慮しているかも含め、記載を充実させること（温度・湿度の記載での齟齬、比重の記載及び記載箇所の整理、有限要素モデルに質量が限定されている等）。	6月28日	<p>→「1-29」に示すグローバルボックスの内装機器の付加重量として考慮すること、それ以外の付属機器についても、付加重量として、相当する位置の近傍節点あるいは要素に付加し考慮することがわかるよう、記載を見直す。</p> <p>その他、温度、比重について記載を見直す。</p> <p>解析モデルにおける付加質量の設定、温度条件、圧力条件のために特別に考慮した構造設計はなく、一般的に設定する条件であることから、「2-2」にて条件設定の考え方を説明する。</p>		
1-31	31 防火シャッターについて、耐震モデルとしてどのように考慮しているのかについて、説明を追加すること。また、評価においては波及影響（扉のバタツキ）についても、どのように考慮しているのか、説明を追加すること。	6月28日	<p>→グローバルボックスの一部である防火シャッター取付部（ケーシング）の設計方針を示し、構造図を用いてモデルの設定の考え方について、説明する。また、内装機器となる防火シャッターは下位クラス施設となることから、波及的影響の考慮にかかる設計方針について説明グループ1にて説明し、具体的な構造は説明グループ3の火災防護設備（シャッター）にて説明する。</p> <p>防火シャッターは「2-1」にて、落下転倒しないための措置を講じた構造について説明し、「2-2」にて解析モデルの設定の考え方、波及的影響の考慮について、説明する。</p>		
1-23	23 構造を説明する図においては、耐震評価に必要な寸法、構造（仕体のサポート等）を2-1構造設計として示し、2-2の評価（解析プログラムや入力地震動等）に繋げること。	6月28日	<p>→グローバルボックスの寸法を示した構造図を示し、モデル設定における寸法から各部位の部材長、断面特性の設定していくことがわかるよう資料3にて示す。</p> <p>寸法は解析モデルの設定のために特別に考慮した構造設計はなく、一般的に設定する条件であることから、「2-2」にて条件設定の考え方を説明する。</p>		
1-30	30 p307、308：拘束条件の記載について、どのように考慮しているものなのか、現状の記載ではわからないので、記載を充実させて説明を追加すること。	6月28日	<p>→「1-24」、「3-9」、「3-10」での整理を踏まえて、添付書類への展開する内容を整理する</p> <p>拘束条件は解析モデルの設定のために特別に考慮した構造設計はなく、支持構造物の構造を踏まえて一般的に設定する条件であることから、「2-2」にて条件設定の考え方を説明する。</p>		
3-9	⑨ P63：支持構造物の基礎ボルトの位置について、拘束条件として、GBの実構造を踏まえて設定が妥当か分かるように示すこと。また、基礎ボルトの配置や構造を示す図は一般構造を示す図のように見えるため、マスキングが必要か精査すること。	7月21日	<p>→グローバルボックスの具体構造の図を示し、固定とする又は並進3方向拘束等とする考え方について説明する。</p> <p>→マスキングについては、社内ルール等を確認し、適切に対応する。</p> <p>拘束条件設定の考え方については、評価のために特別に考慮した構造設計はなく、支持構造物の構造を踏まえて一般的に設定する条件であることから、「2-2」にて条件設定の考え方を説明する。</p>		

No	コメント	ヒアリング	修正・対応方針	共通12 対応頁	コメントリスト 添付
3-10	⑩ P63：支持部として、どう拘束・固定を行うために、どう設計をしている、という話があった上でどのような評価を行う、というのが説明の流れであり、どういった構造で4本拘束とするのか、どういった構造で1本とするのか、といった構造の考え方、設計方針を示すこと。	7月21日	・グローブボックスの支持構造物として、缶体を支持する本体支持架台は原則操作性を考慮し床置きとし、核燃料物質の搬送等の観点より、缶体の支持構造物を脚とする場合、グローブボックスを壁又は天井付近に設置する場合などは脚部、耐震サポートにより支持することなどの支持構造物の設計の考え方を説明する。 拘束条件の設定の考え方については、上記の構造から、拘束条件を設定することを「2-2」にて説明する。		
3-7	⑦ GBの耐震における設計プロセスの条件として、圧力（GB内の負圧）は換気設備の設計条件と関連すると考えられることから、換気システムの設計と関連させる等、整理方法を検討すること（GB内圧力については、換気システム設計との関係が分かるよう図示すること。また、資料3から「2-2」の説明にどのように繋げていくのか、整理方針を検討すること。：資料1は設備を主軸に整理、資料2は条文ごとに資料1の整理を踏まえて整理しつつ「2-2」への展開を整理、資料3は具体のシステム構造、配置の設計方針を示すといった整理をすること）。	7月21日	資料2及び資料3④にて、圧力については、換気設備のシステム設計から、グローブボックス内の負圧目標値を考慮した設計とすることがわかるよう、関連づけて説明できるよう、構成、記載を見直す。 圧力は解析モデルの設定のために特別に考慮した構造設計はなく、支持構造物の構造を踏まえて一般的に設定する条件であることから、「2-2」にて説明する。		
3-11	⑪ P68、73等の表：設計プロセスの条件となる温度等はシステム設計との関係等、資料での整理を進めること。	7月21日	温度の設定の考え方として、換気設備のシステム設計として、崩壊熱等を考慮し、通常時において給気設備による入気温度、排気風量等によりグローブボックス内の温度を40℃以下となるよう設計することと紐付け、グローブボックスの耐震評価における温度設定の考え方について説明する。 温度条件は解析モデルの設定のために特別に考慮した構造設計はなく、支持構造物の構造を踏まえて一般的に設定する条件であることから、「2-2」にて説明する。		